

医政地発0706第1号  
国水環防第6号  
国水砂第106号  
令和3年7月6日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿  
各都道府県水防担当部（局）長 殿  
各都道府県砂防担当部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長  
（ 公 印 省 略 ）  
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握について

令和3年5月10日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」において、水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の一部を改正し、一定の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度を創設したところです。また、これと同時期に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）についてもその一部を改正し、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。

つきましては、本件に関する留意点等を下記のとおり通知しますので、関係市町村に周知の上、適切に対応していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

#### 記

##### 1. 避難確保計画の令和3年度内作成について

水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられており、国土交通省の水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動では、令和3年度末までにすべての要配慮者利用施設で避難確保計画を作成することを目標としています。

この目標達成に向け、施設管理者等に働きかけを行うなど、避難確保計画の作成を促進していただいております。引き続き、今年度内の作成完了に向けて取組を推進していただくようお願いいたします。

## 2. 水防法等の改正に伴う助言・勧告に関するチェックリストについて

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、災害対策基本法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の施設管理者等が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度が創設されました。

つきましては、別紙1の「医療施設<sup>\*1</sup>の避難確保計画チェックリスト」及び、別紙2の「医療施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を活用して、各避難確保計画の内容を確認し、当該計画の報告を行った施設管理者等に対して適切に助言・勧告を行うようお願いいたします。

## 3. 水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者等から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました。

つきましては、避難訓練については、原則として年一回以上実施し、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に訓練結果を報告していただくこととし（訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができる。）、報告にあたっては、別紙3の「訓練実施結果報告書（様式例）」を参考にさせていただき、管内市町村及び関係施設に周知願います。

## 4. 市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設の実態把握について

厚生労働省では、国土交通省と連携の上、水害等を想定した医療施設の防災対策についての基礎資料とするため、別紙4のとおり、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設について実態を把握するための調査を実施することとします。市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、国土交通省から各地方整備局等を通じ、都道府県宛てに令和3年3月2日付「「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査について（依頼）」（国水環防第33号、国水砂第113号）にて調査がされており、各市町村において市町村地域防災計画に位置づけられている医療機関リストが作成されているところです。

つきましては、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設を特定する際には各市町村防災担当部局等で保有するこの調査結果を活用してください。調査の回答に当たっては、管内の市町村防災担当部局と連携の上、対応いただきますようお願いいたします。

なお、調査の詳細については、別紙5の「浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する医療施設に関する調査実施要領」を参照してください。

## 5. 災害対策基本法改正に伴う避難情報について

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。これに伴い、「避難確保計画作成の手引き（国土交通省：令和2年6月改定）」等のガイドブックに記載されている「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始」は、「警戒レベル3高齢者等避難」に読み替えていただき、「警戒レベル4避難勧告、避難指示（緊急）」は、「警戒レベル4避難指示」に、「警戒レベル5災害発生情報」は、「警戒レベル5緊急安全確保」に読み替えていただきますようお願いいたします。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、別紙6の新たな避難情報に関する周知チラシを印刷し、貴都道府県の各施設や管内の市町村、医療施設等において、避難行動要支援者の目に触れる場所に掲示するなど、周知に努めていただくようお願いいたします。

※1 市町村地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設のうち、医療施設（これに類する施設を含む）を対象とします。

具体的には、病院、診療所、助産所、これらに類する施設とします。

### 【4. に関する連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課 救急周産期医療等対策室  
災害医療係長 乙部

電話：03-5253-1111（内線 2548）

### 【1. 2. 3. 5. に関する連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

水防企画室津波水防係長 太田

電話 03-5253-8111（内線 35457）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

地震・火山砂防室地震対策係長 今野

電話 03-5253-8111（内線 36154）